

令和4年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和4年9月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和4年9月5日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和4年9月5日	14時05分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席1名 （欠員1名）	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	欠	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		2番	天本 勉	3番	松石 健児	
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	まちづくり課長	井上 信治		
	副町長	酒井 英良	定住促進課長	山田 恵		
	教育長	柴田 昌範	建設課長	古賀 浩		
	総務課長	熊本 弘樹	会計管理者	寺崎 博文		
	企画政策課長	亀山 博史	教育学習課長	今泉 雅己		
	財政課長	平野 裕志	福祉課参事	中牟田 文明		
	税務課長	酒井 智明	こども課保育園長	佐藤 定行		
	住民課長	毛利 博司	産業振興課参事	大石 顕		
	健康増進課長	藤田 和彦	まちづくり課図書館長	城本 直子		
	福祉課長	吉田 茂喜	建設課参事	権藤 貞光		
こども課長	山本 賢子	代表監査委員	太田 博史			
産業振興課長	柳島 一清					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第5 | 一般行政報告 |
| 日程第6 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第7 | 議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第23号 基山町税条例等の一部改正について |
| 日程第9 | 同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第24号 令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第11 | 議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第26号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第27号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第28号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 認定第1号 令和3年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第17 | 認定第3号 令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第4号 令和3年度基山町下水道事業会計決算の認定について |
| 日程第19 | 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第20 | 報告第5号 令和3年度基山町健全化判断比率等の報告について |
| 日程第21 | 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について |
| 日程第22 | 決算特別委員会の設置について |

～午前9時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は11名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和4年第3回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、天本勉議員と松石健児議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から22日までの18日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第3. 諸般の報告を行います。

令和4年第3回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月現金出納検査について、同条第3項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について報告します。

令和4年7月13日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会臨時会が開催され、議長、中村議員が出席しました。

次に、令和4年7月26日に駐福岡台湾総領事館の陳銘俊総領事の表敬訪問を受け、議長、

大久保副議長、末次議員、松石健児議員の出席の下、会談しました。

次に、令和4年8月3日に知事・市町議会議長懇話会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和4年8月19日に三神地区環境事務組合議会臨時会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和4年8月23日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、中村議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、松石信男議員が出席しました。

次に、令和4年8月30日に佐賀県町村議会議長会議議長会議が開催され、議長が出席しました。

また、同日に佐賀県町村議会議長会主催の全議員研修会が開催され、小和田哲男氏を講師に迎え、「天下人に学ぶタイプ別組織運営」を演題に講演があり、議員9名が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（末次 明君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

1 調査事項及び調査期日

(1) 学校給食センター及び学校給食の現状と課題について

基山町学校給食センター視察、若基小学校で給食試食、意見交換

令和4年7月15日（金）

2 調査結果

基山町学校給食センターは、町内3小・中学校の給食1,470食を調理し、各学校に配送している。

給食センター及び学校現場では、新型コロナウイルス感染防止対策に苦心し、ロシアのウクライナ侵攻による市場の混乱もあり、食材費や燃料代等の高騰で厳しい現状に直面している。

子どもたちにとって、給食による食事摂取は極めて重要であり、十分な量と質を確保するとともに、保護者の負担増は回避しなければならない事項と当委員会は認識している。

今回は学校給食センターの調理現場の視察を行い、若基小学校で給食を試食し、学校長、教頭、栄養教諭、教育学習課との意見交換会を行った。

(1) 学校給食センターの課題と対策

ア 新型コロナウイルス感染症が発生して以降、感染症対策には万全を期している。また、食中毒や異物混入には納入業者と共に細心の注意を払っている。

イ 食物アレルギー対応については、不注意では済まされない命に関わる作業であると認識し、アレルギー対応専用ラインを設け、個別の対応食を提供している。

ウ 給食は適切な栄養の摂取、健康の保持と増進のために必要であり、児童・生徒から好感を持たれ、「おいしい」と言われる給食を目指している。

(2) 学校での給食の目的と対策

ア 学校給食は成長期にある児童・生徒の健全な発達に必要なものであり、食に関する正しい理解の下、適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。

イ 小学校入学時から、給食を地域の伝統的な食文化、佐賀県産・基山町産の地産地消の重要性を学ぶ教育の一環として捉えている。

ウ 学校給食だけでは摂取栄養素に限界がある。児童・生徒の食べ残しや自宅での朝食・夕食の摂取確認も重要であり、望ましい栄養バランスについて「給食だより」を配付し、情報を発信している。

エ 子どもたちは給食当番等をするすることで、各自の役割を認識している。また、新型コロナウイルス感染症対策として配膳、食事時の座席配置等にも注意を払っている。

(3) 基山町議会総務文教常任委員会として

給食費は月額小学生4,500円、中学生5,300円となっている。給食費は「食材費の負担」であり、給食センター設備運営費、光熱費等は町が負担している。

今年度になり、食材費が高騰している。町は「今年度中は給食費を値上げしないように補正予算を組んで取り組む」としているが、今後も新型コロナウイルス感染症の長期化やアレルギー反応児童の増加、そして、食材、光熱費の高騰など学校給食を取り巻く環境は厳しくなると思われる。

当委員会としては、「子どもたちには安心・安全で栄養バランスの取れた給食を食べてい

ただきたい」との思いがある。今回の所管事務調査で、給食センター職員、学校関係者とも現場では細心の注意を払い、真摯に取り組まれていることを再認識した。

以上で総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さんおはようございます。厚生産業常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務の調査を終了しましたので、その結果を報告いたします。

1 調査事項並びに調査期日

(1)交通安全・防犯対策について、令和4年8月1日に概要説明及び現地視察を行いました。

2 調査結果

令和3年中の基山町内における交通事故と犯罪の発生状況についてただしたところ、交通事故については人身事故が21件発生しているが、居住地別の発生件数の人口比率では県内で最も低い自治体になっています。しかし、令和3年12月14日のけやき台と、令和4年1月6日に国道3号線で死亡事故が相次いだため、改めて交通安全施設の整備及び啓発活動等、関係団体と連携を図り、安全対策強化に努めていくとのことでありました。また、犯罪の発生状況については、鳥栖警察署管内の刑法犯認知件数は前年から84件減少し、449件となっており、犯罪種別は窃盗犯が307件と全体総件数の6割以上を占めている。主な手口としては、車上狙い、万引き等が最も多く、次に自転車窃盗、空き巣となっています。基山町内の犯罪件数は令和元年が72件、令和2年が47件、令和3年が25件と年々減少しているとのことでありました。その他、運転免許証自主返納や交通安全施設の整備、ニセ電話詐欺被害、防犯灯の設置、ながらパトロールの登録などの状況についても説明を受けました。

当委員会としては、信号機の設置要望が提出されている箇所については速やかに検討を進めること。交差点や信号機、道路標識の視認性の妨げとなる街路樹については適宜伐採を行い、安全確保に努めること。特に県道の対応に遅れが見られるので、今後は佐賀県東部土木事務所と十分に協議を行うこと。また、運転経歴証明書の申請の際は取得後のサービス内容の説明を十分行い、運転免許証返納者の申請判断の是非に支障を来さないようにすること。タクシーの割引チケットやコミュニティバスの無期限無料乗車の利用期限を設けるかどうか

と、運転免許証を持たない配偶者との公平性について定住促進課と十分協議をするよう提案いたしました。

次に、近年、交通量が増加し、道路の振動や騒音被害が発生していた町道桜町・伊勢山線の安全対策は、一部舗装工事が完了し、ラバーポールも8か所増設したとの説明を受けました。今後の計画についてただしたところ、舗装工事については、令和3年度は振動が発生していたと思われる住宅側の道路を優先的に舗装した。令和4年度も予算計上しており、住宅側の完了地点から城の上1号線と交差する付近まで行う予定であるとの説明を受けました。

当委員会としては、今後は地域住民に随時工事の優先順位の説明を行い、全体計画の早期完了を目指すよう提案いたしました。

次に、町道宿1号線（明光寺西側）の水路への転落防止等の安全対策についてただしたところ、大雨の際、水位が増し、道路との境界が分かりづらくなっている。近年、宅地開発が進み、交通量の増加や児童の通行も増えてきている。安全対策として、地域住民から側溝蓋がけ等の要望も上がっているとの説明を受けました。

当委員会としては、水路の状況から敷地に余裕がないこともあり、当地域全ての側溝に蓋がけをして車道とするには予算上や工法上からも困難であると思われるが、交通安全面だけでなく、防災の観点からも対策を講じることは非常に大切であると考えている。地域住民と十分協議を行い、対策を講じるよう提案いたしました。

次に、防犯カメラの設置及び活用状況についてただしたところ、平成28年度以降、各地域の要望等も踏まえ随時設置を進め、現在、町内全体で60か所122台を設置している。鳥栖警察署より令和2年度に13件、令和3年度に12件の画像提供依頼があり、犯人検挙に協力している。設置については、今後も必要な箇所が生じれば検討をするが、これまで各行政区等と調整を図り設置したため、おおむね網羅できているとの説明を受けました。

当委員会としては、犯罪者の逃走経路などが防犯カメラで確認できるような場所を調査し、町道三国・丸林線に新設される駐輪場も含め、必要に応じて台数を増設するよう提案いたしました。

以上で厚生産業常任委員会の報告を終了します。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は令和4年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ほか1件、人事案件が「基山町教育長の任命につき同意を求めることについて」、未処分利益剰余金処分案件が「令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、予算案件が「令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）」ほか3件、決算認定案件が「令和3年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」ほか3件、諮問案件が「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「令和3年度基山町健全化判断比率等の報告について」ほか1件をお願いいたしております。

それでは、早速ですが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

オミクロン株BA.5による第7波は、かつてない感染の勢いとなり、新規感染者数が7月中旬から急拡大し、8月9日のピーク時には26万人を超え、国内過去最大の新規感染者数となりました。現在も高止まりの感染状況となっております。

ここで書いたときはこうなっていますが、少しずつ落ち着いてきているというふうに思います。

また、政府は、逼迫する医療機関や保健所等に対する負担軽減策として、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定を認める全数把握見直しをされております。

佐賀県では6月15日にオミクロン株BA.5が県内で初確認され、その後、新規感染者数が急拡大し、7月が3万人、8月が5万3,000人の新規感染者数となっております。1日のピークは8月17日の2,988人となっております。現在は国と同様に高止まりの状況となっております。

また、政府の全数把握見直しを受け、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の対象者を限定することとされ、対象外の方への体調変化には佐賀県独自のフォローアップシステムを導入され、対応されております。

本町においても7月下旬から新規感染者数が増加傾向にあり、8月3日には55人の新規感染者数となり、1日のピークとなっております。現在は30人前後の新規感染者数となっております。このため、10月に開催を予定しておりました町民体育大会については中止することとしております。

町民の皆様方には、今後も手洗い、手指消毒、うがい、マスクの着用など、一人一人が感染症対策をしっかりとっていただくようよろしくお願いいたします。

ちなみに、もう自治体ごとの感染者数発表が終わっておりますので、土曜日6人だったのが最後で、そういう意味じゃ少ない数字が最後になって、日曜日の数字が発表されていないという形になっているところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

8月末現在のワクチン接種率につきましては、1回目、2回目の接種率が対象人口1万6,738人に対し、1回目接種者1万4,198人、接種率84.8%、2回目接種者1万4,132人、接種率84.4%となっております。

3回目接種は接種対象人口1万5,680人に対し、接種者1万1,554人、接種率73.7%、4回目接種は接種対象人口6,738人に対し、接種者5,033人、接種率74.7%となっております。

5歳から11歳の小児接種につきましては、1回目、2回目接種対象人口1,058人に対し、1回目接種者224人、接種率21.2%、2回目接種者208人、接種率19.7%となっております。

オミクロン株対応ワクチン接種につきましては、10月中旬以降に実施することを想定して準備を進めております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付いたします「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」につきましては、8月末現在、1,355世帯に1億3,550万円の給付を行いました。

コロナ禍において、原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付いたします「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、8月末現在、61世帯121人に対し605万円の給付を行いました。

物価高騰等に直面する子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から18歳までの子どもを養育している子育て世帯に対して、1世帯当たり1万円を給付します「基山町子育て世帯生活支援

臨時給付金」につきましては、8月末現在、1,268世帯に1,268万円の給付を行いました。

原油価格や物価の高騰の影響を受け、生活費の負担増加となっている準要保護世帯や特別児童扶養手当受給世帯、多子世帯に対して、1世帯当たり2万円を給付いたします「生活支援臨時給付金」につきましては、9月2日に60世帯に120万円の給付を行いました。

原油価格や物価の高騰の影響を受け、生活費の負担増加で特に生活支援が必要となっている住民税非課税の一人暮らし高齢者世帯や児童扶養手当受給世帯に対して、1世帯当たり2万2,000円相当の商品券を給付いたします「プレミアム付商品券支給事業」につきましては、8月末現在662世帯に給付を行いました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため新生児1人につき5万円を給付いたします「基山町新生児特別定額給付金」につきましては、8月末現在、26人の方に130万円の給付を行いました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

本町で認定を行っております中小企業信用保険法に基づく保証制度につきましては、令和2年度からの認定件数が、8月末現在、セーフティネット保証4号認定を229件、セーフティネット保証5号認定は55件となっております。

経済活性化を目的としたプレミアム付商品券につきましては、5月28日から事前申込者への引換販売、その後、6月11日に一般販売を行い、発行総数1万4,000冊、発行総額1億2,500万円分が完売しました。8月15日現在での使用率は51.4%となっております。

次に、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月23日に開催され、令和3年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について全5議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和3年度歳入歳出決算の認定等について全4議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、選挙関係についてでございます。

7月10日に執行した第26回参議院議員通常選挙につきましては、佐賀県全体の投票率が前回の第25回参議院議員通常選挙から5.87ポイント増加し、51.12%、基山町においては10.36ポイント増加し、61.65%となり、佐賀県内で最も高い投票率でした。

次に、自治体DXの推進についてでございます。

職員等の情報発信ツールの活用等の向上を図るため、7月25日、26日の2日間、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、情報通信技術（ICT）や――すみません、休憩をお願いします。

○議長（重松一徳君）

暫時休憩します。

～午前10時01分 休憩～

～午前10時04分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大変失礼いたしました。

それでは、次に、自治体DXの推進についてでございます。

職員等の情報発信ツールの活用等の向上を図るため、7月25日、26日の2日間、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用し、情報通信技術（ICT）やデータ活用を通じた地域課題解決に精通した専門家の派遣を受けました。アドバイザーにより、職員向けのDX人材育成やICTを活用した広報活用などの研修を行い、自治体DXの推進のための助言を受け、課題の整理などを行いました。

次に、定住促進関係についてでございます。

基山定住サプライズプロジェクトの一環として、今年度から予算を増額して実施しております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、8月末現在の申請件数が29件となっております。

移住体験住宅につきましては、8月末現在の利用件数は宮浦体験住宅4件、小倉体験住宅3件となっております。

地区計画につきましては、令和4年度から住居系地区計画3件、産業系地区計画2件を進めております。7月から住民説明会やパブリックコメントを実施し、進捗を図っております。

町営住宅につきましては、8月22日と24日の2日間、「園部団地建て替えに伴う入居者支援策説明会」を行いました。今後は建て替えに向け、個別相談を行いながら、入居者の移転を円滑に進めてまいります。

次に、きのくに祭りについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止になっていました「きのくに祭り」が3年ぶりに開催されました。

今回は「第35回きのくに祭り復活祭」と位置づけ、基山町ふるさと大使のお笑いコンビ「どぶろっく」をゲストとして迎え、ステージ公演や地元ダンススクールと一緒に「基山の歌」が披露されました。

当日は天気にも恵まれ、町内外から多くの方に参加いただき、大盛況となりました。

次に、きやま創作劇についてでございます。

ふれあいフェスタで開催します「きやま創作劇」につきましては、肥前国と筑前国の国境にまつわる歴史を学び伝えるため「枯松二国境物語」の上演を決定しました。12月の公演に向け、7月30日から練習を開始しております。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のための総合健診として、特定健診及び各種がん検診を5月に7日間、6月に6日間の13日間実施しました。10月と11月にも5日間を予定しております。

例年同様、事前予約制による当日の待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診の対応、土日の健診の実施及び基山町母子保健推進員の協力の下に、託児日の設定などの対応を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策を図り、効果的、効率的に実施しました。

次に、子どもクラブ事業についてでございます。

6月18日に基山町子どもクラブ連絡協議会主催により、「子どもクラブスポーツ大会」が3年ぶりに総合体育館で開催されました。アリーナでは小学生のドッジビー、武道場では中学生のペタンクの競技が行われ、総合体育館いっぱいに子どもたちと応援者の歓声があふれ、楽しくにぎやかな時間となりました。

8月21日には、武雄市で行われた「佐賀県子どもクラブドッジビー大会」に基山町選抜チームが参加し、県下4位と健闘しました。

次に、青少年健全育成事業についてでございます。

7月30日に基山町青少年育成町民会議主催の夏期研修自然体験活動を実施しました。3年ぶりの実施となったこの研修には、小学生9人が参加し、福岡県うきは市の森林を散策して、自然の植物や生物と触れ合い、溪流の音や木々の香りを感じる等の体験を通じて「生きる

力」の学びを深めました。

次に、生活環境事業についてでございます。

6月5日に県内一斉美化活動を3年ぶりに開催することができました。町内の各区で清掃活動に取り組んでいただき、可燃物等約4.6トンが集まり、町内美化を進めていただきました。

7月10日には生ごみ減量化のための「ダンボールコンポスト講習会」を開催し、12人の方に参加いただきました。

また、「親子で川の生き物調査～水生生物調査～」を7月17日に実施しました。この事業は、川の中にすんでいる生き物の種類により川の汚れの調査を行うもので、会場の基山共同乾燥場には3組7人の方の参加があり、川の中には、きれいな川にすむ生物が多く生息し、きれいな川との結果が出ました。

次に、工事の発注及び進捗状況についてでございます。

道工4補第1号荒穂神社線道路改良工事につきましては、令和4年7月20日から令和5年3月15日までの工期で、有限会社園部設備工業が1,389万3,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は5%でございます。

令和3年災（繰）林道施設災害復旧事業鎌浦線工事（1号箇所）につきましては、令和4年7月20日から令和4年12月9日までの工期で、鳥飼建設株式会社が1,372万8,000円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は5%でございます。

次に、図書館についてでございます。

図書館では、7月に「子どもとの関わり方や平和や命の大切さについて」の講演会、デジタルアカデミー事業として「子どものプログラミング教室」を行いました。

また、小学1年生192人を対象にしたセカンドブックプレゼント事業では、基山町選定図書の中から児童が希望する1冊と、PICFAデザインの図書館通いバックを贈りました。

8月には、多世代交流とアップサイクルを目的に、「香ボトルづくり」や「クリーニングデイ・さが」を開催し、本の交換会を行いました。好評いただいております「大人のお楽しみ映画会」も月に1回開催しています。

今後も魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進して

まいります。

次に、寄附の報告についてでございます。

株式会社リョーユーパン代表取締役会長、北村俊策様より7月27日に災害備蓄用パン3,000食を「基山町が設置する避難所に対する非常食」として、そして、基山町大字園部、榎田誠治様より8月8日に絵画1点の寄附がありましたので、受領いたしました。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

8月末現在で1万7,960件、2億6,948万5,000円の寄附申込みをいただいております。

昨年の同時期に比較しますと、件数で17.3%の減、金額では17.7%の減となっております。

以上をもちまして一般行政報告を終わらせていただきます。大変失礼しました。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

1学期の学校運営は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行いながら教育活動を継続し、7月20日に1学期終業式を行いました。夏休み中は、昨年度と同様にタブレット端末を活用し、オンライン登校日を各学校と各家庭とをつないで実施をしたり、タブレットを活用したデジタル教材の宿題にも取り組ませました。

また、新型コロナウイルス対策事業として、基山小学校の職員室の拡充及び若基小学校の中庭の人工芝化を夏休み中に完了しております。

中学生を対象とした補充学習につきましては、1・2年生を対象に「放課後学習会」を6月8日から開始し、113名が参加をしております。

昨年度に引き続きタブレットを活用した内容とし、補充学習支援員の指導の下、数学と英語を基本に自学自習形式で学習会を実施しております。来年の2月下旬まで20回行う予定にしております。また、中学3年生を対象にした「放課後学習会」は11月16日から開始する予定にしております。

小学校では、6年生を対象にした放課後補充学習を6月29日から基山小学校45名、若基小学校16名の参加で実施をしております。

また、小学3年生を対象にした放課後補充学習も同じく6月29日から基山小学校73名、若基小学校13名が参加して、各小学校で実施をしております。教科は算数を対象として民間学習塾の英進館に業務を委託し、主体的な学習の仕方を身につけさせ、基礎的・基本的な学力の定着及び活用力の向上を図ることを目的として実施し、水曜日に計18回行う予定にしております。

コロナ禍で様々な体験学習を実施するのも難しい状況にはありますが、地域の協力も得て、6月24日に基山小学校、6月30日に若基小学校が5年生の総合的な学習の時間を使って田植体験を行いました。

次に、通学路関係についてでございます。

住民課、建設課、教育学習課、小・中学校から管理職、PTA関係者、安全な町づくり推進協議会、鳥栖警察署交通課及び該当地区区長の皆様方とともに、基山町通学路交通安全プログラムに基づき6月22日に通学路合同点検を行いました。カラー舗装修繕、区画線修繕、防護柵、横断歩道等の設置等ができないかを検討するなど、現地で確認を行いました。合同点検で確認した事項については、関係各課と連携を取って、改善に努めたいと考えております。

次に、中学校の部活動関係についてでございます。

7月2日と3日に鳥栖・基山地区中学校総合体育大会が行われました。団体種目では、11種目の全てで3位以内に入り、そのうち5種目で優勝するなど、すばらしい成績を収めました。県大会に多くの生徒が参加し、九州大会にはバドミントンで3年女子1名、陸上競技で女子の低学年リレーに4名が参加し、陸上では8位入賞を果たしております。また、文化部では、吹奏楽部が佐賀県吹奏楽大会において見事銀賞を受賞しました。

次に、文化財関係についてでございます。

6月28日に基山町民俗芸能保存会総会を開催し、令和3年に基山町教育委員会が町指定重要無形民俗文化財に指定した「荒穂神社の御神幸祭」と「宝満神社の園部くんち」について、3年ぶりに開催される予定となっておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各民俗芸能の披露や行列などは中止となり、関係者だけで神事のみ執り行われることとなりました。

また、基肄城や基山（きざん）への関心をさらに深めてもらおうと、6月に小・中学生を対象に「基肄城絵はがきコンクール2022」を開催いたしました。優秀作品13点を選出し、応

募があった1,121点の全てを7月5日から8月31日まで基山町立図書館で展示し、多くの町民の方々に御覧いただきました。

次に、災害復旧工事についてでございます。

特別史跡基肆城跡水門跡災害復旧工事につきましては、令和4年8月30日から令和5年3月22日までの工期で、株式会社宮原土木建設が1,287万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は5%でございます。

最後に、寄附金についてでございます。

田中美智子様より6月6日に3,000万円の寄附があり、受領いたしました。寄附金につきましては、基山小学校に使っていただきたいとお話でしたので、今後検討を行い、有効に活用させていただきます。

以上をもちまして教育行政報告を終わります。

日程第7～21 議案第22号～議案第23号、同意第3号、議案第24号～議案第28号、認定第1号～認定第4号、諮問第1号、報告第5号～報告第6号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第22号、日程第8. 議案第23号、日程第9. 同意第3号、日程第10. 議案第24号から日程第14. 議案第28号まで、日程第15. 認定第1号から日程第18. 認定第4号まで、日程第19. 諮問第1号、日程第20. 報告第5号、日程第21. 報告第6号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和4年第3回定例議会に付議いたします議案について提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件2件、人事案件1件、未処分利益剰余金処分案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、諮問案件1件、報告事項2件を上程いたしております。

それでは、順次提案理由について説明いたします。

まず、議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

常勤、非常勤の国家公務員において妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置と

して育児休業の取得回数制限の緩和等が行われており、地方公務員の休業等の取得要件については、国家公務員の措置と均衡を踏まえることが求められていることから、国と同内容の改正を行うため、「基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「基山町職員の育児休業等に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第23号 基山町税条例等の一部改正についてでございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」の公布により、住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置等を講ずるために、「基山町税条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

基山町教育長につきましては、任期満了に伴い、引き続き柴田昌範氏を基山町教育長に任命したいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第24号 令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定により、令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第25号から議案第28号までは令和4年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として4億2,434万1,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも83億9,085万8,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、地域医療介護総合確保基金事業補助金についてでございます。

認知症グループホームの整備に対する補助金を追加するものでございます。

補正額は4,870万2,000円でございます。

次に、子どもの医療費助成事業でございます。

利用の増加見込みにより子どもの医療費助成費及び審査支払手数料の増額をお願いするものです。

補正額は983万4,000円の増額でございます。

次に、企業立地促進特区補助金についてでございます。

交付見込額の確定により、企業立地促進特区補助金を追加するものでございます。企業立地促進特区補助金につきましては、前年度実績に基づく雇用奨励の補助として交付するものでございます。

補正額は1,030万円でございます。

次に、障害者スポーツ環境整備受託事業についてでございます。

公益財団法人日本パラスポーツ協会の委託を受け、障がい者スポーツの環境整備を行うものです。

補正額は1,544万6,000円でございます。

次に、災害復旧費についてでございます。

本年7月の豪雨により被災した町道、林道、農地農業用施設等の復旧費を追加するものでございます。

補正額は2,418万3,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容につきましては担当課長より説明いたします。

議案第26号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回、補正予算として3,924万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算に合わせますと、予算総額は歳入歳出とも20億5,676万3,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、委託料、返納金及び予備費等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第27号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回、補正予算として2,772万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも3億1,309万2,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第28号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、今回、

補正予算として1,018万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算に合わせますと、予算総額は10億1,132万5,000円になります。

なお、補正予算の主な内容は、工事負担金等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、認定第1号から認定第3号までは令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和3年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に令和3年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。その説明書を基に、概要について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。これでございます。

1ページをお願いいたします。

まずは一般会計決算でございます。

令和3年度も令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を最重要課題と捉え、ワクチン接種や予防対策、コロナ禍で厳しい状況に追い込まれている方々に対する支援等に取り組みました。加えて、一人暮らしの高齢者対策をはじめとした「町民の皆さん全員が健康で、安心と安全を感じられるまちづくり」やコロナ禍においても「オール基山での基山町の積極的プロモーション活動の推進」、道路維持管理等の「公共工事の短・中・長期の計画等の検討」に取り組んだところでございます。

2ページを御覧いただきたいというふうに思います。

まずは決算規模について御説明申し上げます。

歳入総額が95億6,782万2,000円、歳出総額が92億6,995万7,000円で、過去最大でございました前年度決算額に比べて歳入では15億5,668万4,000円（14.0%）、歳出では16億961万9,000円（14.8%）の減というふうになっているところでございます。

となっておりますが、昨年度、令和2年度が特殊な年で、定額給付金だけで20億円近くございましたので、その辺の影響で反動減という形になっているところでございます。

これを前年度決算の対前年度伸び率（歳入で17.9%増、歳出で19.3%）と比べますと、歳入で31.9ポイント、歳出で34.1ポイント減となっているところでございます。

先ほど申しましたように、令和2年度の決算では、新型コロナウイルス感染症に関連した決算額が

約23億7,400万円でしたが、今年度、令和3年度の新型コロナ関連の決算額は約7億7,400万円ですので、前年度に比べて新型コロナ関係だけで約16億円減になっておりますので、令和2年度じゃなくて、その前年の令和元年度の歳入総額が約94億3,500万円、そして、歳出総額が約91億2,000万円だったことを考えますと、ちょうど令和元年度に戻って、普通の形に戻りつつあるかというふうに考えているところでございます。

次に、決算収支の状況でございますが、歳入総額から歳出総額を引いた形式収支額は2億9,786万5,000円の黒字となっております。そのうち、令和4年度に繰り越すべき財源は2,344万5,000円で、実質収支額が2億7,442万円というふうになっております。

また、令和3年度の実質収支額から令和2年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は8,009万円の黒字となっており、財政調整基金積立額、地方債繰上償還金及び財政調整基金取崩額を勘案した実質単年度収支額は4億9,935万7,000円という非常にいい数字になっているところでございます。

3ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入の状況でございますが、令和3年度の歳入決算額は95億6,782万2,000円で、前年度に比べて15億5,668万4,000円の減となっております。

3ページから9ページにかけて、歳入の款ごとの決算状況を記載しております。主なものを説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

まずは町税につきましては、決算額が24億1,529万6,000円で、前年度に比べて1,298万5,000円の増となっております。増収の主なものにつきましては、固定資産税が新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴い、令和2年度に徴収猶予分があったんですが、これが令和3年度に納付していただいた、納めていただいたということで、949万円の増となっております。減収の主なものにつきましては、個人町民税が773万1,000円の減となっております。これは新型コロナによるものというふうに考えております。

6ページをお願いいたします。

(7)地方消費税交付金につきましては、消費の回復基調により3,315万9,000円の増となっております。

7ページをお願いいたします

(10)地方交付税につきましては、国の地方財政対策等により3億1,810万3,000円の増と

なっておるところでございます。税金全般についていえば、新型コロナで思ったよりも落ち込みが少なく、一方で、国等からの補填があったので、税自体としては順調な形になっているというふうに考えております。

8ページを御覧いただきたいというふうに思います。

(14)の国庫支出金につきましては、前年度1人当たり10万円の給付を実施した特別定額給付金給付事業の完了に伴う反動減等により前年度に比べて15億3,840万4,000円の減となっているところがございます。この定額給付金だけで約18億円ございましたので、それを除けば、国庫支出金もむしろプラスになっているというふうに考えることができると思います。

(15)県支出金につきましては、子育て支援に係る施設型給付費や障がい福祉に係る給付費の増加等により4,789万1,000円の増というふうになっているところがございます。この部分は年々増えていっているということがございます。

(17)寄附金につきましては、主力商品の一つが返礼品のリストから消えたことにより、それだけで2億円減というふうに考えておりますので、ふるさと応援寄附金の減により前年度に比べて2億5,652万8,000円の減となっているところがございます。これにつきましては、先ほどの一般行政報告の中でも、この3か月においてもかなり苦戦しておりますので、これは去年、1品目が取れたことの影響は終わっておりますので、全体として今厳しい状況にあるということで、今対策で各事業者をもう一度全部回る取組もして、これを今年末の12月、一番の時期にもう少し戻せるように、今必死で努力をしているところがございます。

(20)の諸収入につきましては、プレミアム付商品券事業の事業費規模の減少に伴う販売代金の減等により前年度に比べて4,582万2,000円の減となっているところがございます。

(21)の町債につきましては、中学校校舎大規模改造事業等の学校教育施設等整備事業の完了に伴う反動減等により1億1,191万3,000円の減となっているところがございます。

10ページをお願いしたいと思います。

10ページの5の歳出の状況でございますが、令和3年度の歳出決算額は92億6,995万7,000円で、新型コロナ対策がピークであった前年度に比べて16億961万9,000円の減となっております。

なお、前々年度に比べますと1億5,002万3,000円の増となっているところがございます。

目的別歳出の状況では、増減の主なものを申し上げたいと思います。

まずは増加したものでございますが、総務費が財政調整基金や公共施設整備基金等への積

立金の増加により1億4,310万1,000円、衛生費が新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増加等により1億2,996万6,000円、商工費がプレミアム付商品券事業等により8,941万4,000円、前年度に比べて増となっております。

次に、減少したものでございますが、民生費が特別定額給付金給付事業の完了に伴う反動減等により12億7,976万円減となっております。ただし、定額給付だけで18億円と申しましたので、それを除けば、残りの分は逆に増加しているというふうなことでございます。土木費が町道三国・丸林線道路改良事業や公園施設長寿命化事業等の社会資本整備総合交付金事業の事業費減により3億763万円、教育費が中学校校舎大規模改造事業やGIGAスクール構想推進事業等の完了に伴う反動減により3億8,531万2,000円、前年度に比べて減になっているところでございます。

次に、12ページをお願いしたいというふうに思います。

6が新型コロナウイルス感染症関連をまとめたものでございますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、本町においても「まん延防止等重点措置」の地域に指定されるなど、様々な対応が求められました。主な対応としては、新型コロナウイルスワクチン接種の促進による感染拡大防止に加え、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたシティプロモーション事業等を実施いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、事業者支援や感染症対策を行ったところでございます。

関連事業一覧をお示ししておりますので、後ほど御覧いただければなというふうに思うところでございます。

それでは、14ページ以降で主立ったものというか、トピックスとして説明を今のうちにさせていただきたいと思うものを少しコメントさせていただきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、また議案審議の中で説明させていただくことになるかとは思いますが、まずは14ページをお開きいただきたいと思います。

④のきやまTV事業ということで、これは論より証拠で、基山町の動画ということで検索をしていただきますと、37ないし38の動画の目次が出てまいりまして、ユーチューブにつながるようになっております。基山町の三十七、八か所の紹介が動画でなされておりますので、ぜひ議員の皆さんにも見ていただければなというふうに思うところでございます。

それから、15ページの⑨ふ・れ・あ・いフェスタでございます。昨年、いろいろな事業が全部中止となる中で、ふ・れ・あ・いフェスタは18回ということで実施させていただきました。特に、「基山美術館」ということで、新型コロナ対策を念頭に置いた新しい事業展開をさせていただいたところでございます。また、創作劇も新型コロナ対策を施した形で、通常の創作劇ではない工夫がされたということで、そういう新しい取組をやっているところでございます。

16ページに行ってください、⑩のアダプト・プログラムなんですけど、令和3年度でアダプト・プログラムを大幅に見直すという目標を当初立てておりましたが、残念ながら年度中には見直すことができず、今まさに令和4年度になってからもずっとやっております。これはこれからの基山町にとってすごく大事だということで、令和4年度中に見直しというか、新アダプト・プログラムみたいなものをつくるようなことで今動いているところでございます。

⑫が公共交通施策、特にコミュニティバスです。町の予算ではございませんでしたが、民間企業が国の予算を取ってやるのを基山町で実証試験をやったり、様々な工夫をしているところでございます。また10月からは新しい年度にコミュニティバスはなりますので、幾つかの改正なども考えておりますので、これも今後とも力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

あと、⑭の移住・定住につきましても、今すごく力を入れております。その中でも、17ページにコメントがありますが、18年ぶりに新しい民間の分譲マンションができたということは、これまでの移住・定住の取組の成果が民間事業にまでつながったというふうに考えているところでございます。その1階に小規模保育園が併設されたことも一つのトピックではなかったかなというふうに思うところでございます。

次、⑯なんですけど、交通安全につきましても、さらに今強化をしております。特に、免許証自主返納に対しての支援等についても力を入れているところでございますので、これにつきましても今後ますます強化、拡充していきたいというふうに思っているところでございます。

17ページのふるさと応援寄附金につきましても、先ほど申しましたように、ずっと上がってきた基山町のふるさと納税が今非常に厳しい状況になっております。手をこまねいているわけではございません。各事業者を担当者がずっと回って、新しいもの、新しい写真、新し

い取組というのを掘り起こしておりますので、この成果が半年後ぐらいには出てくるんじゃないかというふうに期待しているところでございます。

②マイナンバーでございますが、ここに書いておりますように、3月末で7,562件で、交付率が43.3%、これが一番新しい数値といたしましては、ここには書いてありませんけど、8,180件ということで、46.8%まで上がってきております。マイナンバーについては、これからの様々な憶測等が飛んでおります。要するに政府がマイナンバーカードの交付率が高い自治体に様々な優遇をしていくという計画を立てているんじゃないかというあくまでも憶測なんですけど、そういう憶測もありますので、そういう憶測が現実になっても対応できるように、このマイナンバーカードの交付率はこれからも意識していきたいというふうに思います。

そして、③経済センサス、あまり耳慣れていない言葉かというふうに思いますが、ここでポイントは、この調査で基山町は623社の調査を実施したということで、基山町に本社がある企業プラス事業所があるものを合わせて今623社認知されているという数値にぜひ着目していただければ、記憶していただければというふうに思っているところでございます。

それから、20ページに移りまして、20ページの⑤でございますが、一人暮らしの高齢者訪問、まさにプラチナ社会政策室をつくってやったもので、その活動がここに述べられております。まだ結果はこれからでございますが、成果を少しずつ出していきながら、一人暮らしの高齢者がこれから20年間急増していくと思われる基山町でのいろいろな施策の柱にしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、飛びますが、23ページに移っていただきたいというふうに思います。

23ページは、やっぱり保育士の人材不足等々がありましたので、これについて賃金の引上げ等を今やらせていただいておりますので、こういったもの、そしてまた、新年度、来年度も新しく保育士を2名募集している最中でございますので、少しでも基山町にいい保育士さんが来ていただけるように努力していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、次の24ページの衛生費の②を御覧いただきたいというふうに思います。

令和3年度は簡易PCR検査というものを特定健診を受診された方を優先して行ったんですけど、553名の方が簡易PCR検査をやっていただき、全数量終わってしまったということになっています。

そして、今年度は今、抗原検査をやっておるところでございますけれども、これも500用

意しておりますが、抗原検査もそのうち333終わっているということで、またこれからそういう周知も努めていきたいというふうに考えているところでございます。

26ページの⑨を見ていただければと思います。

これも令和3年度の目玉だったんですが、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を策定し、かつ2月にはゼロカーボンシティも宣言させていただきましたというのが令和3年度の象徴的なものの一つだというふうに考えております。

あとは、少し飛びますけれども、31ページに様々な(8)土木費のことが入っております。この分野で、令和3年度はすごく労力を使ったものに、この前、概要版をお配りしましたが、公共工事の総合管理計画の見直し、そして、道路の修繕計画的なものを実は令和3年度もずっとやっていたんですが、令和3年度に完成しておりませんのと金額が出ていないということもあり、令和3年度のここの報告の中にはあっておりませんが、令和4年度の報告にはまとめて総合管理計画と道路修繕計画につきましてもきちんとまたコメントさせていただくようにしていきたいというふうに思っております。

続きまして、32ページに教育費があります。教育長から説明すべきところかもしれませんが、(10)教育費につきましては、柴田教育長のリーダーシップの下に、「マナビバ」であったり、「まいる一む」であったり、それから、放課後補充学習、そして、様々な取組をやっていただいているところでございます。

加えて、ハード的なものも、トイレの環境整備とか、それから、まさにGIGAスクールを実践するための夏休みの様々な取組とか、そういったことをやっていただいていると。加えて、スクールソーシャルワーカーとかスクールサポーターなどを駆使して、家庭対策、そして、お母さん対策、子どもさん対策、そういった方々の悩みとかに寄り添うような事業を展開していただいているということが32ページ、33ページに書かれているところでございます。

そして、最後になりますけれども、34ページですけれども、文化財保護ということで、まさに基肄城というところに対して、災害復旧ももちろんでございますけれども、様々な対策であったり、普及啓発事業であったり、子どもたちの絵はがきコンクールとか、そういった啓発事業であったり、様々なものをやっていただいているところでございます。

基山町にとって基山（きざん）はやはり宝だというふうに思っておりますので、これは令和3年度の報告ですが、令和4年度、現在も基山（きざん）をどうするかという議論をこれ

からもっともっと進めていきたいというふうに思っているところでございます。

一般会計の決算に係る主な成果の説明は以上でございます。

○議長（重松一徳君）

11時10分まで休憩します。

～午前10時57分 休憩～

～午前11時10分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

次に、37ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計でございます。

令和3年度の決算を見ますと、全体では8,833万2,000円の黒字となりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は5,787万5,000円の赤字というふうになっております。

また、国民健康保険税率については、令和3年度の改定は行っておりません。

なお、保険給付費につきましては、本年度は前年度に比べて1億535万8,000円の増となっております。

詳しくは38ページ以降の表に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

国民健康保険特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明は以上でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者数は2,520人となっており、昨年度末より113人増加しております。

また、令和3年度の保険料は、調定額が2億856万5,400円、収入済額が2億874万700円でございます。還付未済額は29万3,800円で、収納率が99.94%となっております。

後期高齢者医療特別会計の決算に係る主な成果説明は以上でございます。

なお、それぞれの会計の決算の詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第4号 令和3年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和3年度の基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に令和3年度基山町下水道事業会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。概要について説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

本町の下水道は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めております。令和3年度は事業の効率化や費用対効果等の観点から全体計画の見直しを行い、排水区域を556.5ヘクタールから491.3ヘクタールに変更を行いました。

また、事業認可区域については272.6ヘクタール、下水道整備済区域については269.6ヘクタールとなっております。事業認可区域内の整備率は98.8%となっており、全体計画整備率は、全体計画区域の491.3ヘクタールに対して、54.9%の整備率となっております。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は78.3%となっており、整備済区域のうち下水道に接続された水洗化率は98.2%となっております。

令和3年度決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額4億5,716万9,000円に対して、決算額4億5,820万7,000円となっております。

支出につきましては、予算額4億1,381万8,000円に対しまして、決算額4億848万2,000円となっております。

この収入支出決算額から、それぞれ消費税及び地方消費税を除いて差し引きした結果、3,274万1,000円が当年度の純利益となっております。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額5億2,924万5,000円に対しまして、決算額3億191万6,000円となっております。

また、支出につきましては、予算額6億9,565万1,000円に対しまして、決算額4億1,572万9,000円となります。

この結果、1億1,381万2,000円の不足額となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,698万4,000円、当年度分損益勘定留保資金8,633万3,000円及び繰越利益剰余金処分額1,049万5,000円で補填しております。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに前田淳子氏の人権擁

護委員候補者の推薦について、「人権擁護委員法」第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

最後に、報告第5号 令和3年度基山町健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することになっており、今回、議会に報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月8日から8月12日まで基山町監査委員に審査いただき、8月22日に審査意見書を提出していただきました。今回その写しを付して報告させていただいております。

健全化判断比率については、基山町は「実質赤字比率：赤字なし」、「連結実質赤字比率：赤字なし」、「実質公債費比率：7.8%」、「将来負担比率：算出なし」となっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

なお、本会期中に「令和4年度基山町一般会計補正予算（第3号）」の追加提案をお願いしたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いたします。

以上、説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を御説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することが義務づけられております。

基山町教育委員会では、各年度の教育方針として作成している「基山町教育プラン」の中から、教育委員会が主として取り組んだ具体的重点目標及び取組事項について、成果や課題を洗い出し、さらに、基山町教育委員会評価委員会を令和4年8月4日に開催して、有識者の方から様々な御意見をいただきました。その中で、教育委員会事務事業の管理及び執行の状況について、令和3年度の教育プランに沿って102事業について点検を行っていただき、

具体的な15施策について評価報告書としてまとめました。

また、基山町評価委員会で有識者の方から御意見をお伺いし、それを取りまとめた意見書及び102事業の評価一覧を参考資料として添付しております。

以上で報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第22号の詳細説明を求めます。熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

それでは、議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書1ページをお願いいたします。

今回の議案第22号 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、常勤及び非常勤の国家公務員において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として育児休業の取得回数制限の緩和などが行われており、地方公務員の休業等の取得要件については国家公務員の措置と均衡を踏まえることが求められておりますので、改正を行うものでございます。

今回の改正の経緯につきましては、議案資料にて御説明を申し上げます。

議案資料1ページをお願いいたします。

今回の改正の経緯でございますが、令和3年8月に人事院は人事院勧告に併せて、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員育児休業法の改正について国会及び内閣に対し意見の申出を行いました。この意見の申出を受け、政府は国家公務員の育児休業等に関する法律を改正し、あわせて、その後に地方公務員育休法及び改正民間育児・介護休業法でも同様の改正を行ったところでございます。

また、国家公務員においては、非常勤職員の育児休業等については規則委任されており、その規則が令和4年6月17日に公布され、令和4年10月1日から実施されることとなりました。

地方公務員につきましても条例委任されているため、非常勤職員に関する部分の条例改正を行うものでございます。また、男性の育児参加休暇の対象期間の拡大も併せて行うもので

ございます。

次に、改正内容につきましては、議案資料3ページの基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び基山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明申し上げます。

第1条は基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第22条の2では、男性職員の育児参加のための休暇を5日間の範囲内で使用できるものとしております。今回の改正では、これまで休暇の対象期間を産前8週間から産後8週間を経過する日までとしておりましたが、子が1歳に達する日までと対象期間を拡大するものでございます。

次に、第2条は基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第2条の第3号ア(ア)では、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までに任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員であるとの要件について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする非常勤職員の場合には、子の出生から起算して8週間と六月を経過する日までと期間を緩和するものでございます。

4ページをお願いします。

次に、第2条第3号イの改正でございますが、改正前の第2条第3号イ及びウを(ア)及び(イ)と、新たなイとした改正でございます。

(ア)は養育する子の1歳到達日に育児休業をしており、かつ次条第3号に該当する場合に引き続き延長して育児休業しようとする非常勤職員であり、(イ)は任期の更新等に伴い、引き続き育児休業しようとする非常勤職員であり、いずれも育児休業ができる規定となっております。

次に、第2条の3第3号は、養育する子が1歳6か月に到達する日まで育児休業をすることができる場合を規定したものでございます。同号アにおきまして、改正前は育児休業開始日を1歳到達日の翌日に限定しておりましたが、配偶者が育児休業する場合においては、その期間の末日の翌日以前の日を開始日とする育児休業が追加されております。

また、同号エにおいては、1歳到達日後から1歳6か月までの育児休業の取得は1回までとする規定を追加しております。

6ページをお願いします。

第2条の4は、養育する子が2歳に到達する日まで育児休業することができる場合を規定したものでございます。こちらは先ほどの第2条の3第3号と同じ内容の改正になりますが、同条第1号においては、育児休業の開始日を1歳6か月到達日の翌日に限定していたものを、配偶者が育児休業する場合においては、その期間の末日の翌日以前の日を開始日とする規定を追加し、同条第4号においては、1歳6か月到達日後から1歳6か月までの育児休業の取得は1回までとする規定の追加でございます。

7ページをお願いします。

第3条第5号では、現在、育児休業の取得回数は原則1回までとなっておりますが、あらかじめ育児休業等計画書を提出することにより再度の育児休業が取得可能となっております。今回の改正で育児休業の取得回数が原則2回までとなったことにより、育児休業等計画書の提出によらず再度の育児休業が取得可能であるため、その規定を削除するものでございます。

改正前の第2条の5につきましては、内容の変更はございませんが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例で定める日と条例で定める特別の事情の順番が逆転したことから削除を行い、第3条の2に新たに追加をしたものでございます。

第3条第7号では、対象を非常勤職員としていたところを任期を定めて採用された職員に改正した上で、その職員が任期の末日をもって終了する育児休業をしている場合、任期が更新されることに伴い、その更新日を初日とする育児休業を取得可能とするものでございます。

第10条第6号では、第3条第5号で育児休業等計画書を廃止いたしましたので、計画書名を育児短時間勤務計画書と変更したものでございます。

条例の施行日でございますが、令和4年10月1日から施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第23号の詳細説明を求めます。酒井税務課長。

○税務課長（酒井智明君）

議案第23号 基山町税条例等の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

議案書は5ページから、議案資料は8ページからでございます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布により、住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置等を講ずるために基山町税条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案資料のほうで説明をさせていただきます。

議案資料の8ページをお願いいたします。

主な改正内容といたしまして、住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置に係る改正でございます。

社会環境の変化等に対応した豊かな住生活を実現するために、住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得の促進とともに、既存住宅の有効活用や優良化を図ることが必要となっているところです。

このような観点から、所得税の改正に伴い、令和4年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（住宅の取得をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額を控除して残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものでございます。

なお、控除限度額につきましては、当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（最高9万7,500円）となっております。

この措置による減収額につきましては、全額国費で補填をされます。

施行期日は令和5年1月1日でございます。

議案資料の9ページに資料をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

改正条文の改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

議案資料の10ページをお願いいたします。

第1条、基山町税条例の一部改正につきまして、第18条の4第1項でございますが、納税証明書の交付の際に住所が明らかにされることにより、DV被害者等の生命、または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、DV被害者等の住所を記載せず、支援団体などの住所を記載したものを交付しなければならないことを明確化することに伴う改正でございます。

続きまして、第33条第4項及び第6項につきましては、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるため、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細事項等を確定申告書に記載した場合には、前項の総所得金額から特定配当等の所得金額を除外する規定は適用しないとするものの改正でございます。

11ページをお願いいたします。

第34条の9第1項及び第2項につきましては、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるため、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除について、所得割額からの税額控除を確定申告書の記載によって行うことの改正でございます。

12ページをお願いいたします。

第36条の2第1項につきましては、公的年金等受給者の町民税申告に伴う配偶者特別控除額の規定の整理に係る改正でございます。

第2項につきましては、地方税法等の改正に伴う項ずれの改正でございます。

13ページをお願いいたします。

第36条の3第2項及び第3項につきましては、文言の整理に係る改正でございます。

第36条の3の2第1項につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する配偶者の氏名を追加する改正でございます。

第36条の3の3第1項につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、配偶者及び16歳を超える扶養親族のうち退職手当等を有する者については提出義務を追加するとともに、記載事項に特定配偶者の氏名を追加する改正でございます。

第73条の2につきましては、固定資産課税台帳の閲覧の際に住所が明らかにされることによりDV被害者等の生命、または身体に危害をおよぼすおそれがあると認められる場合には、DV被害者等の住所を記載せず、支援団体などの住所を記載したものを閲覧に供しなければならないことを明確化することに伴う改正でございます。

第73条の3につきましても、固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付の際に、前条と同じようにDV被害者等の住所を記載せず、支援団体等の住所を記載したものを交付しなければならないことを明確化することに伴う改正でございます。

15ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴い、令和4年分以後において所得税額を控除して残額があるものについて、控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する改正でございます。

附則第16条の3第2項につきましては、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるため、特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、申告分離課税を所得税での適用を受けた場合に限り適用することの改正でございます。

16ページをお願いいたします。

附則第17条の2第3項につきましては、引用条項の削除に伴う規定の整理に係る改正でございます。

附則第20条の2第4項につきましては、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるため、特例適用配当等に係る所得について、確定申告書に申告分離課税の記載をした場合に限り適用することの改正でございます。

17ページをお願いいたします。

附則第20条の3第4項及び第6項につきましては、所得税と個人住民税の課税方式を一致させるため、条約適用配当等に係る所得について、確定申告書に申告分離課税の記載をした場合に限り適用することの改正でございます。

18ページをお願いいたします。

附則第24条につきましては、次条の附則第25条の改正に伴い、関係する条文の整理に係る改正でございます。

附則第25条につきましては、住宅借入金等特別税額控除の延長等の見直しに伴い、附則第7条の3の2第1項を改正したことによる規定の整理に係る改正でございます。

第2条、基山町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、令和3年9月議会に上程しました令和3年条例第12号に係る第36条の3の3第1項の改正条文について、扶養親族等申告書の改正に伴う規定の整理に係る改正でございます。

詳細説明は以上でございます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第24号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

それでは、議案第24号 令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について詳細説明をさせていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する分の一部額として、議会の議決による処分をお願いいたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額1,049万5,168円を資本金に組み入れ、下水道経営の安定を図るものでござ

います。

基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の説明は以上で終わらせていただきます。
御審議賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第25号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

議案第25号 令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

議案書12ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ4億2,434万1,000円を追加し、予算総額を83億9,085万8,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税を1,041万3,000円、9款. 地方特例交付金を1,814万8,000円、10款. 地方交付税を3億1,175万1,000円、15款. 県支出金を5,208万1,000円、17款. 寄附金を3,000万円、19款. 繰越金を2億5,942万円、20款. 諸収入を1,509万2,000円増額し、18款. 繰入金に2億7,105万5,000円の減額をお願いしております。

15ページと16ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款. 総務費を1億4,896万4,000円、3款. 民生費を6,323万7,000円、7款. 商工費を1,455万円、8款. 土木費を2,159万3,000円、10款. 教育費を6,712万円、11款. 災害復旧費を2,418万3,000円、13款. 諸支出金に8,864万6,000円の増額をお願いし、また、予備費を1万1,000円減額することで調整を図らせていただいております。

17ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

まず、追加分でございます。

本年7月の豪雨被害により町道等の修繕及び土砂撤去に係る公共土木施設等災害復旧事業（単独）に1,710万円、林道の土砂撤去に係る農林施設災害復旧事業（単独）に100万円の設定をお願いしております。

次に、変更分ですが、臨時財政対策債の発行可能額が9,626万3,000円となりましたので、2,244万5,000円の減額をお願いしております。

それでは、事項別明細書により主な内容について説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款. 町税につきましては、本年度の賦課実績及び調定額の見込みにより補正をお願いしております。

1項. 町民税、1目. 個人、1節. 現年課税分では、賦課実績により所得割額に488万6,000円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

2項1目. 固定資産税、1節. 現年課税分では、こちらも賦課実績により523万5,000円の増額をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方特例交付金では、交付決定により1,814万8,000円の増額をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

10款1項1目1節. 地方交付税につきましても、交付決定により普通交付税に3億1,175万1,000円の増額をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金に保育対策総合支援事業費補助金200万円の増額をお願いしております。

町内の小規模保育事業所及び認定こども園のICT化推進に係るものでございます。

12ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、1目. 総務費県補助金、2節. 総務管理費補助金にさが暮らしスタート支援事業補助金90万円の追加をお願いしております。新たな事業として、県外からの移住支援のためのものになります。

次に、2目. 民生費県補助金、1節. 社会福祉費補助金に佐賀県地域医療介護総合確保基金事業補助金4,870万2,000円の追加をお願いしております。認知症グループホームの整備に係るものでございます。

2節. 児童福祉費補助金、佐賀県保育所等給食費支援事業費補助金56万2,000円の追加をお願いしております。認可保育園を対象とした物価高騰の影響を受けている給食費の支援に係るものでございます。

次に、4目. 農林水産業費県補助金、1節. 農業費補助金では、農業次世代人材投資事業費補助金について、制度改正の影響を受ける当該1名分について150万円減額し、改正後の経営開始資金補助金として225万円を計上しております。

なお、この225万円には新規申請見込み1名の半期分75万円を含めてお願いいたしております。

14ページをお願いいたします。

17款1項. 寄附金、1目. 教育費寄附金、1節. 小学校費寄附金に実績により3,000万円の追加をお願いしております。

15ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に1億1,300万円の減額、3目1節. 交付金施設整備基金繰入金に2億200万円の減額、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に4,226万円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

16ページをお願いいたします。

2項. 特別会計繰入金、4目1節. 国民健康保険特別会計繰入金に151万7,000円の増額をお願いしております。前年度精算分になります。

17ページをお願いします。

19款. 繰越金には2億5,942万円の増額をお願いしております。

18ページをお願いいたします。

20款. 諸収入、4項. 受託事業収入、2目. 教育費受託事業収入、2節. 保健体育受託事業収入に障害者スポーツ環境整備受託事業1,500万円の追加をお願いしております。公益財団法人日本パラスポーツ協会の委託を受け、障がい者スポーツの環境整備を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第2表 地方債補正で説明をさせていただいたとおりでございます。補正額の合計は434万5,000円の減額となります。

続きまして、歳出でございます。

21ページ以降の人員費につきましては、人事評価を勤務手当に反映させるための予算の配分調整や臨時的任用職員の採用に係る予算、時間外勤務手当の増額などをお願いしております。

23ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、6目．企画費、18節．負担金補助及び交付金に申請増を見込み、移住支援金100万円の増額をお願いしております。

次に、地域おこし協力隊の方が居住用に空き家を改修するための住環境整備事業補助金として100万円の追加をお願いしております。

次に、県外からの移住支援のためのさが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金120万円の追加をお願いしております。

7目．交通安全対策費、14節．工事請負費に交通安全施設工事135万円の増額をお願いしております。田原1号線及び北奈良田・村中1号線の交通安全対策に係るものでございます。

8目．財政調整基金費、24節．積立金に1億4,000万円の追加をお願いしております。決算剰余金の2分の1程度を積み立てるものでございます。

26ページをお願いいたします。

3款．民生費、1項．社会福祉費、2目．老人福祉費、18節．負担金補助及び交付金に地域医療介護総合確保基金事業補助金として歳入と同額の4,870万2,000円の追加をお願いしております。認知症グループホームの整備に係るものでございます。

27ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費、2節．給料に育児休業の延長に伴い、131万8,000円の減額をお願いしております。

次に、19節．扶助費では、子どもの医療費助成費の増加見込みにより919万9,000円の増額をお願いしております。

2目．基山っ子みらい館費、2節．給料に臨時的任用職員分の不用額を見込み、132万円の減額をお願いしております。

28ページをお願いいたします。

4目．児童福祉施設費、3節．職員手当等に会計年度任用職員期末手当117万円の増額をお願いしております。放課後児童クラブ支援員に係るものでございます。

5目．保育対策費、18節．負担金補助及び交付金では、県の補助事業の創設に伴い、予算

の組替えをお願いしております。保育所等給食食材費補助金91万8,000円を減額し、認可保育園を対象とした保育所等給食費支援事業費補助金112万5,000円の追加をお願いしております。

同じくこの18節に保育所等におけるICT化推進事業補助金300万円の追加をお願いしております。町内の小規模保育事業所及び認定こども園のICT化推進に係るものでございます。

29ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、2節. 給料に120万8,000円の増額をお願いしております。産前・産後休暇及び育児休業取得に伴う臨時的任用職員の採用に係るものです。

31ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、3目. 農業振興費、18節. 負担金補助及び交付金に不足分を見込み、産業振興に寄与する団体等に対する補助金100万円の増額をお願いしております。

次に、農業次世代人材投資事業費補助金について、歳入と同様に制度改正の影響を受ける当該1名分について150万円を減額し、改正後の経営開始資金補助金として225万円を計上しております。

なお、この225万円には新規申請見込み1名分の半期分75万円を含めてお願いをしております。

33ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費、18節. 負担金補助及び交付金に交付見込額の確定により企業立地促進特区補助金1,030万円の増額をお願いしております。これは進出企業に対する雇用奨励の補助になります。

次に、2目. 観光費、12節. 委託料では、不足額見込みにより草スキー場前面広場整備実施設計業務委託料に275万9,000円の増額をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、10節. 需用費では、町道の維持補修に係る修繕料に261万7,000円の増額をお願いしております。

次に、14節. 工事請負費では、町道舗装補修工事432万3,000円の増額をお願いしております。

す。町道千夫・長野線の舗装補修に係るものでございます。

次に、15節．原材料費に町道補修材料費118万4,000円の増額をお願いしております。道路側溝の蓋がけを行うためのものでございます。

36ページをお願いいたします。

3項．都市計画費、1目．都市計画総務費、14節．工事請負費に歴史的風致維持向上計画サイン整備工事275万9,000円の減額をお願いしております。これは草スキー場前面広場整備実施設計業務委託料275万9,000円の増額に伴い、同じ社会資本整備総合交付金事業内での組替えを行うものでございます。

次に、3目．公園費、10節．需用費に修繕料124万9,000円の増額をお願いしております。総合公園のあずまやや都市公園の遊具修繕に係るものでございます。

次に、12節．委託料では、総合公園ののり面保護に係る測量設計委託料として753万5,000円の追加をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

5項．住宅費、1目．住宅管理費、10節．需用費では、新規入居対応などのため修繕料に390万円の増額をお願いしております。

次に、18節．負担金補助及び交付金に園部団地建て替え準備に係る入居者移転補助金及び入居者移転先住宅家賃補助金として、それぞれ53万7,000円、56万7,000円の追加をお願いしております。

40ページをお願いいたします。

10款．教育費、1項．教育総務費、3目．教育施設整備基金費、24節．積立金に3,000万円の追加をお願いしております。寄附いただいた分を一旦教育施設整備基金に積み立てるものでございます。

41ページをお願いいたします。

2項．小学校費、1目．基山小学校管理費、17節．備品購入費に来年度のクラス数、児童数増の準備のため、児童用及び教員用の机、椅子などの購入費として163万円の増額をお願いしております。

次に、3目．基山小教育振興費、17節．備品購入費でも同様に、G I G Aスクール構想推進事業で整備したものと同機種のChromebookなどの購入費として253万6,000円の増額をお願いしております。

42ページをお願いします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費、10節. 需用費では、体育館横の外トイレの洋式化及び放送室エアコン修繕などに係る修繕料として344万8,000円の増額をお願いしております。

43ページをお願いいたします。

4項. 社会教育費、3目. 文化財保護費、2節. 給料に120万7,000円の増額をお願いしております。職員の休職に伴う臨時的任用職員の採用に係るものです。

次に、4目. 図書館費、2節. 給料に113万3,000円の増額をお願いしております。産前・産後休暇及び育児休業取得に伴う臨時的任用職員の採用に係るものです。

44ページをお願いいたします。

5目. 文化振興費、10節. 需用費に町民会館の防水対策のための修繕料として485万1,000円の増額をお願いしております。

45ページをお願いいたします。

5項. 保健体育費、2目. スポーツ振興費では、障害者スポーツ環境整備受託事業として、10節. 需用費に消耗品費110万1,000円、17節. 備品購入費に1,434万5,000円の追加をお願いしております。卓球用品の整備に係るものでございます。

46ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地農業用施設災害復旧費、12節. 委託料に災害復旧に係る測量設計業務委託料として440万円の追加をお願いしております。

次に、2目. 林業施設災害復旧費、11節. 役務費に林道の土砂等撤去手数料として100万円の増額をお願いしております。

47ページをお願いします。

2項1目. 公共土木施設災害復旧費では、町道等の復旧に係るものとして10節. 需用費に修繕料1,015万円、土砂等撤去手数料700万円の増額をお願いしております。

48ページをお願いいたします。

12款. 公債費につきましては、本年度中の償還予定額の見込みにより、元金につきましては788万7,000円、利子につきましては53万1,000円の減額をお願いしております。

49ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金、22節. 償還金利子及び割引料に

国県支出金返納金8,864万6,000円の追加をお願いしております。内訳につきましては、議案資料の56ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

50ページをお願いいたします。

最後に、14款、予備費でございます。今回、1万1,000円を減額し、調整を図らせていただいております。

以上で令和4年度基山町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

ここで13時まで休憩します。

～午後0時02分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、議案第26号、議案第27号の詳細説明を求めます。吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第26号 令和4年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,924万8,000円の追加をお願いし、総額を20億5,676万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、主に委託料及び償還金、返還金等の確定等によるものでございます。

補正内容の詳細につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税につきましては、まとめて御説明をいたします。

国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、全体で308万1,000円の増額をお願いしております。主な理由は、当初賦課額の確定による課税標準額の増額と被保険者世帯数

の増によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

7款1項1目1節. 一般会計繰入金33万円の減額をお願いしております。職員給与費等繰入金として一般会計から事務費としての繰入金を減額計上しております。

6ページをお願いいたします。

7款2項1目1節. 財政調整基金繰入金でございます。4,000万円の減額をお願いしております。これにつきましては、令和3年度からの繰入金や令和3年度分保険給付費等交付金償還金の額の確定を考慮しまして、基金からの繰入金4,000万円は現在のところ不要であると判断したものでございます。

7ページをお願いいたします。

8款1項1目1節の繰越金でございます。令和3年度の歳入歳出差引残高が確定いたしましたので、7,633万2,000円の増額をお願いしております。要因としましては、令和3年度の療養給付費の支出が見込みよりも少なかったため、令和3年度の保険給付費の支出残高が3,100万円程度あったことによるものが大きな要因となっております。

続きまして、歳出でございます。

9ページをお願いいたします。

6款1項2目12節. 委託料、健康診断委託料としまして257万4,000円の増額をお願いしております。こちらは人間ドック、脳ドック健診の申込者の人数増によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

9款1項5目22節. 償還金利子及び割引料の保険給付費等交付金償還金として1,165万9,000円の減額をお願いしております。こちらは前年度に佐賀県から交付された普通交付金は、概算で交付を受けまして、次年度に精算をする仕組みになっております。前年度分の普通交付金返納額の確定により減額を行うものでございます。

9款1項6目22節. 償還金利子及び割引料、国県支出金返納金といたしまして33万8,000円の増額をお願いしております。特定健康診査保健指導負担金や保健事業に係る事業費の実績額確定に伴う返還金の計上でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

9款3項1目27節. 繰出金の一般会計繰出金でございます。151万7,000円をお願いしております。令和3年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算を行うものでございます。

こちらにつきましては、一般会計の歳入18款2項4目1節に同額を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、12ページをお願いいたします。

10款の予備費でございます。今回4,664万3,000円の増額をお願いしております。保険給付費の今後の突発的な増額に対応できるよう、今回、予備費により財源調整をさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,772万6,000円の追加をお願いし、総額3億1,309万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要につきましては、主に保険料の当初賦課額の確定等によるものでございます。

補正内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款の後期高齢者医療保険料でございます。まとめて御説明をいたします。

令和3年度の本算定による当初賦課が確定いたしましたので、2,738万1,000円の追加をお願いしております。こちらは被保険者の増によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

5款1項1目1節の繰越金でございます。令和3年度の歳入歳出差引額が確定いたしましたので、34万5,000円の増額をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

5ページをお願いいたします。

2款1項1目18節の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。収納した保険料は全て佐賀県後期高齢者医療広域連合へ支出いたしますので、2,769万8,000円の追加をお願いしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4款2項1目27節、一般会計繰出金でございます。令和3年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算でございます。3万円をお願いしております。こちらも一般会計の歳入18款2項2目1節に同額を計上しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

最後に、7ページをお願いいたします。

予備費でございます。財源調整のため、予備費の2,000円の減額をお願いしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第28号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第28号 令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書24ページをお願いいたします。

第2条、基山町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を改めます。

(4)主要な建設改良事業、ア、工事請負費649万5,000円の減額をし、計1億3,744万7,000円といたします。

第3条、基山町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的収入の補正はありません。

収益的支出では、第1款、下水道事業費用7万1,000円の増額をお願いし、4億278万3,000円といたします。

第4条、令和4年度基山町下水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「168,527千円」を「166,690千円」に改め、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正をお願いいたします。

資本的収入では、第1款、資本的収入1,195万5,000円増額し、計4億4,185万2,000円といたします。

資本的支出では、第1款、資本的支出1,011万8,000円の増額をお願いいたします。これで資本的支出は6億854万2,000円といたします。

第5条、基山町事業会計予算第5条に定めた起債の限度額を改めます。

下水道事業1,195万5,000円を増額し、3億5,830万円といたします。

補正の内容につきましては、令和4年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

それでは、実施計画兼事項別明細書6ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1款. 資本的収入、1項. 企業債、1目. 建設改良企業債を1,195万5,000円を増額補正をお願いし、計3億5,830万円といたします。これはポンプ場実施設計の進捗により、処理場へ送水するための施設、基山汚水ポンプ場に給水管が必要となりましたので、給水管工事に伴う負担金の起債増額分となります。

次に、資本的支出でございます。

7ページをお願いいたします。

1款. 資本的支出、1項. 建設改良費、1目. 下水道整備費、委託料649万5,000円を増額補正をお願いし、5,505万1,000円といたします。これは工事請負費からの予算組替えて、下水道事業推進のために行う幹線管設計に必要な測量設計の業務委託を行うものでございます。

次に、工事請負費でございます。工事請負費を649万5,000円の減額補正をお願いし、計1億3,744万7,000円といたします。これは工事請負費確定見込みによる減額でございます。

負担金を1,011万8,000円の補正をお願いするものでございます。これは基山汚水ポンプ場へ接続するために必要な給水管工事に伴う負担金でございます。

今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計を1,018万9,000円を増額をお願いし、現計予算と合わせた総額10億1,132万5,000円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第1号から認定第3号までの令和3年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。寺崎会計管理者。

○会計管理者（寺崎博文君）

令和3年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療保険の各特別会計の決算に係る詳細説明を行わせていただきます。

議案書26ページをお願いいたします。

令和3年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、一般会計及び特別会計の証書類その他政令に定める書類と併せて町長に提出をいたしております。

町長は決算及び関係書類を監査委員の審査に付するために、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査のほうが行われているところでございます。後ほど監査委員より意見書を付して決算審査報告をしていただきます。

令和3年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 令和3年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。また、決算関係資料を決算認定関係資料として提出いたしております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほど町長のほうから説明をされましたので、省略させていただきます。実質収支に関する調書、財産に関する調書等について御説明をさせていただきます。

それでは、別冊資料の実質収支に関する調書、財産に関する調書等の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が95億6,782万2,000円、歳入総額が92億6,995万7,000円で、歳入歳出差引額は2億9,786万5,000円となっております。

令和3年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が2,344万5,000円でございますので、実質収支額は2億7,442万円となっております。

2ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額が20億8,874万2,000円、歳出総額が20億41万円となっており、歳入歳出差引額が8,833万2,000円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も8,833万2,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が2億6,749万1,000円、歳出総額が2

億6,714万4,000円で、歳入歳出差引額が34万7,000円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も34万7,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

公有財産の土地及び建物の行政財産につきまして、その主なものを御説明いたします。

まず、公共用財産の公衆用道路844.93平方メートルの減につきましては、町道三国・丸林線道路改良に伴います買収や開発行為による町道等での帰属と寄附により2,683.07平方メートル増えておりまして、それから3,528平方メートルを県道17号線内の道路を佐賀県へ譲与しておりますので、その差引きが844.93平方メートルの減となっておりますのでございます。

次に、水路891.94平方メートルの増につきましては、開発行為による帰属によるものでございます。

次に、都市公園20,000.18平方メートルの減につきましては、黒谷緑地の売却準備のため普通財産への所管替えによる減でございます。

次に、建物の公共用財産の文化財施設11.37平方メートルの増につきましては、基肄城南門跡地広場にトイレを建設したことによる増でございます。

また、普通財産の土地の1万9,215.04平方メートルの増につきましては、黒谷緑地の所管替えによる増と、神の浦ため池跡地694.20平方メートルなどの売払いによる788.14平方メートルの減を差し引いたものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

(2)山林につきましては、令和3年度中の増減はございません。

(3)出資による権利につきましては、佐賀東部水道企業団へ7万6,000円の出資を行っております。福岡導水施設地震対策事業に伴うものでございます。

次に、6ページから8ページを御覧いただきたいと思いますが、物品関係についてでございますが、物品については50万円以上の物品について計上をいたしております。これにつきましては、車両運搬具として軽自動車を1台廃棄し、軽自動車を新たに1台購入しているところでございます。また、機械器具として雨量計を、事務用機器として投票用紙読み取り分類機、開票集計システムソフト、マイナンバーカード申請補助端末、図書消毒器具のほうを購入いたしております。

9ページをお願いいたします。

基金関係について、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、財政調整基金の4億1,703万1,000円の増につきましては、3万1,000円の利子と4億1,700万円の積立てによるものでございます。

次に、減債基金の1億8万1,000円増につきましては、全てこれは積立てによるものでございます。

次に、公共施設整備基金の1億1,705万2,000円の増につきましては、5万1,000円の利子と1億1,700万円の積立てによるものでございます。

次に、ふるさと応援寄附基金の5,418万9,000円の増につきましては、3万円の利子と4億4,963万9,000円の積立てから3億9,548万円的一般会計への繰入れを減額したものでございます。

10ページから16ページにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけさせていただいております。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のほか、決算関係資料を提出させていただいておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

以上をもちまして令和3年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議賜り、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

基山町下水道事業会計決算の詳細説明をいたします。

議案書29ページをお願いいたします。

令和3年度基山町下水道事業会計決算の認定に係る詳細説明をいたします。

令和3年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調製し、下水道事業会計の証書類その他政令で定める書類と併せて提出をいたしております。

それでは、内容を説明いたします。

令和3年度基山町下水道事業会計決算書の冊子をお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

すみません、これはタブレットに入っておりませんので、皆さん準備いいですか。どうぞ。

○建設課長（古賀 浩君）

令和3年度基山町下水道事業会計決算の認定についての議案においては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書（案）、下水道事業報告書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類、そのほか決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員からの決算審査報告書を付して提出をいたしております。

それでは、別冊令和3年度基山町下水道事業会計決算書をお手元をお願いいたします。

1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出の決算につきましては、主要な施策の成果の説明と重複をいたしますので、3ページの下水道事業損益計算書から説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

下水道事業損益計算書、下水道事業収益の営業収益が2億188万9,260円、営業費用3億5,827万1,243円、営業外収益2億2,187万9,745円、営業外費用3,275万6,558円となっており、経常利益は3,274万1,204円となります。

4ページをお願いいたします。

当年度純利益では、消費税を除き3,274万1,204円となっております。

5ページをお願いいたします。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度末資本合計11億3,589万5,487円、当年度末純利益3,274万1,204円を加えた11億6,863万6,691円が当年度末の資本合計額となっております。

また、令和3年度は下水道事業剰余金処分をお願いし、1,049万5,168円を処分し、資本金へ組み入れることで計上をいたしております。

決算書6ページから9ページまでが下水道事業貸借対照表でございます。

それでは、9ページの資本の部をお開きください。

資本の部につきましては、資本金9億3,210万2,096円、剰余金合計が2億3,653万4,595円となっており、負債の部、資本の部合計で54億2,807万3,807円となっております。

12ページからは令和3年度基山町下水道事業報告書となっており、決算内容の詳細につきましては、決算報告書のほか、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表のほか、決算附属書

類として事業収益明細書、事業費用明細書のそれぞれの明細書を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、下水道事業会計は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業会計となっております。

以上をもちまして令和3年度基山町下水道事業会計決算の詳細説明を終わります。御審議賜り、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、決算審査の報告をいたします。

まず初めに、令和3年度基山町歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書のほうから説明をいたします。

1 ページの審査の概要から説明します。

1、審査の対象ですが、令和3年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算及び土地開発基金等3つの基金の運用状況です。

次に、審査の方法ですが、例年どおり通常の手順で、天本議員と共に審査をしております。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されておまして、かつ計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

予算の執行につきましては、全般的に適正な事務処理がなされ、おおむね良好な執行状況であると認められました。

財産に関する調書の公有財産及び物品並びに基金につきましては、適正に管理・運用されているものと認められました。

次に、第2の決算の概要につきましては、2ページから52ページにいろんなデータを載せております。コメントも記載しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

53ページから60ページに決算審査結果の意見を記載しておりますので、ポイントの部分を補足説明いたします。

53ページをお願いします。

この意見は、財政の健全化と地域経済の活性化を主眼とした意見になっております。

(1) 決算収支の状況ですが、自治体の決算では実質収支額を絶対に赤字にしないということが財政運営の基本的な考え方になっているんですが、令和3年度の基山町は実質収支額で2億7,400万円の黒字を計上しております。対前年度より8,000万円黒字額が増えているという状況です。

実質収支額の左の上に実質収支比率というのを書いているんですが、この実質収支比率は財政運営の健全性を示す指標でして、おおむね3%から5%が望ましいと考えられています。令和3年度は6.1%と5%を超えているんですが、これは新型コロナウイルスワクチン接種事業などで多額の不用額が生じたこと等によるものでして、健全な数値の範囲と考えていいと思います。

ちなみに、全国の市町村の平均は6.7%となっております。

それから、その年度の収支が実質で黒字かどうかというのは単年度実質収支額で見ると、平成29年度から令和元年度まで3年続いた赤字が令和2年度から黒字に転換しております。3年間続いた赤字の年度は歳入の不足額を過去の貯金で補っている状態、財政調整基金積立金を取り崩して補うという状態でしたが、令和2年度からはその年度だけでも黒字になっているということです。

(2) 財政力指数で財政の豊かさを見てみました。この財政力指数という数値は、標準的な行政サービスを提供するために必要な費用に対し、町の税収などがどのくらいの割合を占めているかということを表しています。要は自前の税収でどれだけ賄うことができているかという数値です。これが高いほど財政力が高いとされております。

①で過去5年間の財政力指数の推移をグラフにしてみました。一番上が基山町です。真ん中が類似団体平均です。一番下が佐賀県平均です。基山町は、類似団体54あるんですが、その中で14位なんですが、佐賀県ではずっと3位の好位置をキープしております。

ちなみに、佐賀県で1番は玄海町で1.24、2位は鳥栖市で0.96ということになっております。

ただ、この数値は3年間の平均値なんです。基山町は近年は指数が低下傾向にあります。令和3年度だけの指数ですと0.62と下がってきております。今後さらなる財政の健全化を目指すためには税収等の自主財源の増資を図る必要があるということになります。

財政力指数が高い自治体というのは、やはり行政サービスの水準も高くあります。全国で一番高いのは愛知県の飛島村という名古屋市の隣です。これが2.21あります。面積は基山町

ぐらいなんですけれども、人口が4,500人ということで、要はトヨタ自動車物流センターとか火力発電所なんかがあって、多額な固定資産税が入ってくるということで、一番高い指数になっております。やはりこれだけ入ってきますと、行政サービスというのは半端じゃないということになります。

それと、鳥栖市がアサヒビール工場の誘致に成功しましたけれども、鳥栖市は今までも高かったんですが、またさらに高くなるんじゃないかなと思います。

(3)新型コロナウイルス感染症対策関連の歳入歳出ですが、感染症対策関連費を各課から出していただきまして、ここでまとめました。前年度はすごかったんですが、今年度も歳出の合計で7億1,300万円、このうち基山町の実質負担というのは337万円ぐらいなんですけど、あとは国庫支出金なんですけど、やはりすごい金額の支出がされているということです。

通常業務だけでも大変忙しい中、令和3年度もこれだけ大きな金額の歳入歳出に町職員の方が尽力していただきました。本当に熱心に対応していただきましたことに深く感謝したいと思います。まだ先が見通せない状況なんですけど、今後もどうかよろしくお願ひしたいと思います。住民は町の支援を大変頼りにしております。

次に、歳入の主な項目から説明します。

55ページの(5)町税の収入状況です。

町税で町民税、これが令和3年度は10億500万円で、これは前年度から900万円ほど下がっております。少なくなっております。

固定資産税は12億2,900万円で、これは逆に900万円増えております。

町たばこ税、これが1億2,600万円あるんですね。これは前年度よりも900万円増えております。これは税制の改正があったということで、別にたばこを飲みすぎたということではないみたいです。

町税合計では24億1,500万円で、前年度よりも1,300万円増えているという結果になっています。

56ページの②で、この町税がほかの市町に比べて多いのかどうか見てみたんですが、自治体の豊かさの指標の一つとされています人口1人当たりの町税の額で見たんですが、基山町は県内では4番目に多いということでした。

ちなみに、1位は玄海町、2位が鳥栖市、3位が吉野ヶ里町ということです。先ほど言いました財政力指数と上位1位、2位は同じです。

それから、(6)ふるさと応援寄附金なのですが、個人の寄附金が平成29年度から10億円を超える受入れができております。令和3年度は2億5,600万円の減収となったんですが、それでも9億4,100万円と、自主財源の中で固定資産税、町民税に次ぐ貴重な収入源となっております。

これは小郡市とか鳥栖市なんかには比べても、基山町は多いですね。小郡市、鳥栖市で6億円から7億円ぐらいです。基山町は依然として多額の寄附をしていただいているということになっています。

ここでさらに増収を図るためには、新たな返礼品の開発に尽力していただけたらなというふうに思います。ブランド品とか、それぐらい言えるような返礼品が開発できれば、地元経済の活性化にもつながるということが期待できます。

(7)基金積立金現在高ですが、令和3年度はすごく増えております。財政調整基金が前年度よりも4億1,700万円増えました。減債基金は1億円増えました。ふるさと応援寄附基金は5,400万円増えました。合計で6億9,500万円の貯金が増えております。

この財政調整基金は自然災害や感染症対策など、緊急で多額な支出に備えるための貯金というふうに考えていいと思うんですが、実際にはほかに使っているんですが、そういうふう考えたほうがいいと思うんですが、標準財政規模の10%が目安というふうに考えられております。ということは、45億円の10%、4.5億円ですね。令和3年度はそれが8億円まで積立てができています。

それから、減債基金なのですが、地方債残高を抑制するために地方債の繰上償還を積極的に実施していくための貯金というふうに考えているんですが、1億円貯金できました。今後は繰上償還の有無を考慮して、計画的な基金の積立てをすべきだというふうに考えます。この繰上償還というのができれば、その後、支払い利子が全部なくなるわけですから、大きな効果があると考えます。

次に、57ページで基金、貯金が多いのか少ないのかチェックをしています。まず、人口1人当たりの財政調整基金と減債基金を足したものを基にチェックしました。令和2年度の実績なのですが、県の平均よりも9億6,000万円、類似団体平均よりも14億8,400万円少ないという計算になりました。令和3年度はかなり増額はされているんですが、それでも平均よりはかなり少ないという数字になると思います。

それから、基金積立金の合計額についても同じようにチェックしたんですが、令和2年度

の実績では県平均よりも15億1,900万円、類似団体平均よりも10億8,200円少ないという計算になりました。

(8)町債現在高なんですが、令和3年度は町債残高が8,100万円増加しました。支払い利子のほうは高利での借入れが近年順次償還されたことに伴いまして大きく減少しています。これは10年前に比べると1億300万円減少しているということなんですね。大きいですね。

それから、町債についての考え方なんですが、地方自治法では、町債の発行というのは避けるべきものではなくて、必要な経費の重要な財源として活用すべきものという捉え方をしていると考えられます。自治体の会計制度は現金主義会計と言われる方式ですので、借入れをしても現金が入ってくるという意味で、歳入として取り扱われます。幾ら借金が増えても、実質収支は赤字にならないという会計制度になっております。ですが、借金は将来利子をつけて返さなければいけないものです。基山町の場合、やはり今後も新規起債発行の抑制の方針は堅持すべきだというふうに考えます。そして、低利での起債の方針も堅持していただきたいというふうに思います。

次に、58ページで借入金が多いかどうかチェックしてみたんですが、令和2年度の実績なんですが、佐賀県平均よりも17億9,800万円少ない。類似団体平均よりは23億400万円少ないという計算になりました。

ここで令和3年度の財政運営の結果を総括してみますと、財政調整基金は8億円まで積み立てることができました。それから、債務超過ということは町債残高から基金積立金を引いた金額なんですが、これが6億円縮小されました。支払い利子は大きく減少できております。それと、一時借入金というのは発生しておりません。相当程度余裕のある資金繰りができたということが言えるということで、基山町の令和3年度の財政は健全に運営されたと言っていいと考えます。

それでは次、(10)で地域経済の活性化に効果を上げている事業を毎年1つ取り上げているんですが、前年度は産業振興、農業振興策を取り上げたんですが、今回は定住促進・人口増対策を取り上げてみました。

そこに成果が上がった主な事業、先ほどからいろいろ出ているから説明は要らないと思うんですが、いろんな事業を積極的にやっていただきました結果、実績のところに書いていますように、令和元年度、町外からの転入者が115人、令和2年度が120人、令和3年度が107人、平成28年度の制度開始以来626人という移住ができております。これは目標値を社会動

態による人口増年150人ということ掲げてやっているんですね。こういう非常に高い目標値を掲げて、それに向かって挑戦、そういう工夫をしたということがこれだけ高い実績につながったというふうに私は考えております。

60ページの③に書いておるんですが、令和4年1月8日付の日本経済新聞で「“佐賀・基山「トカイナカ」狙う”」という大きな見出しで、「街の機能を集約して住みやすさを高めたコンパクトシティで住民を呼び込む」という記事が掲載されたことも移住にインパクトを与えたというふうに考えます。

この新聞記事の中で、基山町は2018年、都市のコンパクト化を支援する国土交通省の地方再生コンパクトシティに全国の町で唯一選ばれたということが紹介されておりました。この全国で唯一選定されたことというのはやはり大きくて、全国から注目を集めることになったと考えられます。この地方再生コンパクトシティに応募するという決定をしたトップの先見性と決断力はすばらしかったと考えます。

そして、目標に向かって着実に大きな成果を上げてきていることは、担当職員の方等の創意工夫、熱意のたまものであると大いに評価できると考えます。

次、(11)業務改善活動ですが、これは職員自らが改善活動を積極的にやっているという非常に意義のあることだなということで私のほうは感心して、初めから毎年テーマとして取り上げております。

提案件数なんですけど、これが令和2年度までずっと上がってきたんですが、令和3年度は残念ながら大幅に減少しました。多くの業務でまだまだ改善できる余地はあります。常に担当の業務の仕方を反省し、見直し改善するのがサービス機関としての自治体職員の在り方であるというふうに考えます。

コロナ禍による業務量の拡大の難局を乗り越えるためにも、職員一人一人が前例にとらわれずアイデアを出し合い、創意工夫を図って業務改善に取り組んでいただきたいと思います。そして、基山町としてノウハウを蓄積していただきたいと思います。

それから、研修について調べてもらったんですが、どうも私は少ないなというふうに感じました。スキルアップのための研修を今後検討していただきたいと思います。研修で感じたこと、気づいたことを現場の仕事の改善につなげていってほしいと思います。

では最後に、今後の財政運営ですが、町有施設の老朽化による維持管理費の増加が見込まれます。将来にわたって健全な財政運営を確立するためには、税源の涵養を推進する必要が

あります。特に、固定資産税や町民税の継続的な増収を図るため、引き続き移住・定住の促進、企業誘致の推進、地場の産業、農業の育成に尽力をしていただきたいということで、一般会計のほうは終わりました、次に、下水道のほうへ行きます。

下水道事業会計の説明をします。別冊になっております。

意見書の1ページです。

審査の対象ですが、令和3年度基山町下水道事業会計決算です。

審査の方法ですが、審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類につきまして、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されているか、係数は正確であるか、経営成績及び財政状態は適正に表示されているか等を審査しております。

審査の結果ですが、審査に付されました決算書及び決算附属書類につきましては、地方公営企業法等の関係法令に準拠して作成されており、係数は関係諸帳簿、証拠書類等と照合した結果、誤りはなく、令和3年度の経営成績及び同年度末における財政状態は適正に表示されていると認めました。日々の取引が発生主義、複式簿記の企業会計方式で、きちっと経理処理をされておりました。

審査の内容につきましては、11ページの審査結果の意見・講評について補足説明をします。11ページをお願いします。

(1)下水道の整備状況ですが、水洗化人口というのは増えているんですが、水洗化率は前年度より0.2ポイント下がっております。これは引き続き水洗化の普及に努めていただきたい。ほかの市町に比べて水洗化率は基山町は高いんですけど、例えば、鳥栖市ですと92%、久留米市で88.2%、小郡市で91.4%と基山町は高いんですが、さらに普及に努めていただきたいと思います。

それから、浄化槽設置率なんですが、設置率は上がっていきまして、令和3年度は78.9%になっています。これはさらに増加するように、補助金制度の充実を図っていただきたいということを書かせていただきました。

次に、行きます。

次、(3)経営成績(損益計算書)なんですが、ア、業績、経常利益・純利益の推移を書いています。この純利益、経常利益がこのように毎年度、確実に黒字が続いているということは、健全な事業経営を継続できているということで評価できると考えます。やはり企業ですから、利益を上げるというのが基本だと思います。

それから、イ、（営業収益）下水道使用料なんですけど、令和3年度は1億9,400万円です。前年度よりは400万円の増収でした。これは平成29年度以降、ずっと増収が続いています。これは確実に増収が続いているということです。今後さらに増収するために、基山町にある工場の水洗化に向けてアプローチをすることが、工場の水洗化を受注できますと金額がでかいですからね、ぜひここら辺を積極的に進めていってほしいと思います。

それから、ウ、（営業外収益）一般会計からの繰入金なんですけど、この一般会計からの繰入金営業外収益ということに入っております。繰入金そのものはこのように1億4,600万円横ばいの数字になっています。繰入金が多いのかどうか見たんですけど、総収益に占める割合で見たんですけど、佐賀県の平均が48%なんですけれども、基山町は34.6%と非常に低い数字になっております。佐賀県では3番目に低いという数字になっております。1位は鳥栖市22%なんです。2位が佐賀市で30.6%ということでした。

それから、支払利子なんですけど、推移を書いております。御覧のように毎年低減している。これは財政健全化の見地から評価できると考えます。5年前に比べますと1,300万円減っています。これは非常にいいことだと思います。

それから次、13ページの(4)財政状態（貸借対照表）についてなんですけど、アの企業債残高、借金のほうなんですけど、令和3年度は企業債残高が2,600万円増えております。ここで下水道事業のほうの企業債残高が多いのかどうかを見たんですけど、企業債残高を総収益で割ってみたんですけど、これがずっと減少傾向になっています。これも財政健全化の見地から評価できると考えます。佐賀県の平均が7.9倍なんです、それに対して基山町は4.8倍ということで、非常に低い数字になっている。借入金が少ないですよということですね。

それから、一時借入金というのは発生しておりません。資金繰りがしっかりしているということが言えると思います。これは小郡市なんかですと5億円とか、久留米市で7億5,000万円とか、結構一時借入金をやっているんですけど、基山町はずっとやっておりません。今後発生するようなことを聞いたんですけど、令和3年度まではオーケーです。

次に、貸借対照表の他の勘定科目について見たんですけど、固定資産の中に構築物というのがあります。これは下水道管です。これが取得価格が47億500万円。一般会計では平米でしかつかめないんですけど、こちらの会計では金額でしっかりつかめています。47億円というすごい金額の取得価格。今まで減価償却した累計が9億2,000万円で、帳簿価格が37億8,500万円ということが載っておりました。減価償却累計額を取得価格で割ると20%になるんですけど、要

は20%、5分の1しか償却していないと。まだ更新時期に余裕があるよということがこれから言えるということです。

それから、未収金に消費税還付金が1,434万9,000円と載っていました。この会計では消費税の確定申告をやっているんですね。そうすると、還付がこれだけできたということです。いいですよ。一般会計でもしできれば、物すごい金額になるんだと思います。

それから次、14ページの(5)資金の状況(資金収支計算書)なんですが、キャッシュフロー計算書というものです。今まで一回もこれは触れたことがないんですが、今回解説を入れました。資金収支計算書というのは、貸借対照表の資産の部である現預金の1年間の変動理由を説明する財務書類なんですが、令和2年度、令和3年度でこのようになっておりまして、業務活動収支というものと投資活動収支、財務活動収支と、この3つに分けて細かく内訳があるんですが、その解説をここでしてみました。

結論を言いますと、この3つの収支差額の合計額がプラスというのが望ましいと言われております。基山町の場合の令和3年度を見てみますと、3,500万円プラスということになっています。いわゆる望ましい結果になっていますよ。期首の現預金と期末の現預金を比べたら3,500万円増えていますよということね。それは総合的に見た場合に非常に望ましいとされているということです。

最後に、(6)むすびですが、今後、施設整備費の増加ということが予定されております。かなり出るということが予定されているんですが、中・長期的事業計画、財政計画を整備し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むとともに、地方公営企業としての町民福祉の増進に寄与されることを望むものであるということで結びとさせていただきます。

以上です。

日程第22 決算特別委員会の設置について

○議長(重松一徳君)

日程第22. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の定数を11名とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重松一徳君)

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を11名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後2時05分 散会～